

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和5年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

本年度も「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の推進を通じて労働者の健康確保に大きな役割を果たすこと」を目的として、第74回目となる「全国労働衛生週間」が10月1日から7日まで実施されます。

労働者の健康をめぐる状況は高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率の上昇や、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加している状況が認められます。また、中高年齢労働者を中心に転倒などの労働者の災害行動に起因する災害が多く発生しており、高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策等を推進していく必要があります。

全国における過労死等事案の労災認定件数は高止まりしており、長時間労働による健康障害防止対策を推進するとともに、精神障害による労災認定が増加している状況を踏まえ、さらにメンタルヘルス対策を強化していく必要があります。

化学物質による労働災害は、特定化学物質予防規則などの特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占め、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶ちません。このため、特別規制の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が導入され、所要の法令改正が順次、行われているところです。

また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数存在し、今後その解体工事の増加が見込まれています。そのため、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化が進められています。

さらに、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者が義務づける改正がされるなど、事業者求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっています。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局における第14次労働災害防止推進計画では、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」をはじめとする8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めています。

今年度は、

「目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開します。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、事業場内における労働衛生意識の高揚を図り、経営トップが中心となり職場巡視を行うなど自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願い申し上げます。

令和5年7月

岐阜労働局長 千葉 登志雄